

電力売買約款
高圧・特別高圧
「市場連動プラン」
契約種別概要書

令和8年4月1日実施

神楽電力株式会社

(小売電気事業者登録番号：A0729)

目次

内容

第1条 目的	3
第2条 本概要書の変更	3
第3条 適用	3
第4条 特高・高圧約款の適用.....	4
第5条 電気料金の内容	4
第6条 中途解約	6
第7条 解約違約金	6
第8条 その他	6
附則	6
実施期日	6

電力売買約款

「市場連動プラン」契約種別概要書

第1条 目的

1. この「市場連動プラン」契約種別概要書（以下、「本概要書」といいます。）は、下表記載の各エリアに適用するものとし、エリアごとに下表記載の電力売買約款（以下、「電力売買約款」といいます。）により電気を供給するときの電気料金その他の供給条件について、電力売買約款に定めた契約種別以外の契約種別によって料金の計算等を行うことについてお客さまと当社の合意があったときに適用する「市場連動プラン」の内容を定めるものです。ただし、本概要書は、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

エリア	一般送配電事業者	供給区域	地域に属する電力売買約款
中国	中国電力ネットワーク株式会社	鳥取県、島根県（隠岐諸島〔島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島〕を除きます。）、岡山県、広島県、山口県（見島を除きます。）	電力売買約款（中国電力ネットワーク管内）

2. お客さまおよび当社は、電力売買約款、電気需給契約書、本概要書（以下併せて「本契約」といいます。）に定められた事項を遵守するものとし、また、お客さまは本一般送配電事業者等の託送供給等約款における需要者にかかわる事項を遵守するものとします。

第2条 本概要書の変更

当社は、本概要書を電力売買約款第2条（電力売買約款および料金の変更）に準じて変更することがあります。

第3条 適用

本概要書は、お客さまが本概要書の内容を理解され、同意の上でお申込みいただき、当社が承諾した時に適用いたします。当社はその旨を申込書または契約書に記載いたします。

第4条 電力売買約款の適用

当社は、本概要書の適用に際し、電力売買約款のうち電気料金にかかる規定ならびに電力売買約款に定める燃料費等調整額以外の条項は本概要書と併せて適用し、本概要書で使用する用語は別に定めるとき以外においては電力売買約款と同様の意味で使用いたします。

第5条 電気料金の内容

「市場連動プラン」の1月の料金は、以下の方式で算定した託送基本料金、託送従量料金、従量料金、容量拠出金調整額および手数料に非化石証書調達料金（お申込があった場合のみ適用とする。）および再生可能エネルギー発電促進賦課金を合計したものとします。なお、契約電力、託送供給等約款に定める高圧接続送電サービス（以下「託送サービス」といいます。）の基本料金単価（以下「託送基本料金単価」といいます。）、託送サービスの電力量料金単価（以下「託送電力量料金単価」といいます。）、非化石証書調達単価、容量拠出金調整単価および手数料単価その他の供給条件は、電気需給契約書に定めるものといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は半額といたします。また、該当がある場合には、当社は電力売買約款の各条項に基づき、お客さまから電力売買約款に定める延滞利息、契約超過金、工事費等その他の金額を申し受けます。

1. 託送基本料金

託送基本料金は、需給開始日以降適用するものとし、常時供給電力の契約電力と託送基本料金単価（消費税等相当額を含みます。）および力率から以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{託送基本料金単価} \times (185\% - \text{力率})$$

2. 託送従量料金

託送従量料金は、使用電力量および託送従量料金単価（消費税等相当額を含みます。）から以下の算式により算定される額とします。

$$\text{託送従量料金} = \text{使用電力量} \times \text{託送従量料金単価}$$

3. 従量料金

従量料金は、時間帯ごとの使用電力量およびその時間帯ごとのJEPXのスポット市場価格エリアプライス（※1）から以下の算式により算定される額とします。なお、従量料金は、30分ごとに算定するものとし、30分ごとの使用電力量は、30分ごとの接続供給電力量を、各供給区域の一般送配電事業者が託送約款等で定める送電ロスによる損失率（以下「損失率」といいます。）にて補正した値とします。なお、従量料金は30分ごとに算定した額を合算して月額を算出し、その月額の総額に消費税等相当額を加え、小数点以下第3位を切り捨てて算定するものとします。

30分ごとの従量料金 = 30分ごとの使用電力量 × その時間帯ごとの JEPX のスポット市場価格エリアプライス (※1)

30分ごとの使用電力量 = 30分ごとの接続供給電力量 ÷ (1-エリアごとの損失率)

(※1) JEPX のスポット市場価格エリアプライスは、JEPX が公表するスポット約定価格とし、供給区域に応じて次のとおりとします。当該価格はJEPXの公表情報として確認することができます。

中国エリア : 中国エリアのエリアプライス

4. 容量拠出金調整額

容量拠出金調整額は、常時供給電力の契約電力および容量拠出金調整単価 (※2) から以下の算式により算定される額とします。

容量拠出金調整額 = 契約電力 × 容量拠出金調整単価 (※2)

(※2) 容量拠出金を本プランの適用を受けるお客さまにご負担いただくために当社が設定する単価 (消費税等相当額を含みます。) であり、当社は、電力広域的運営推進機関から実需給前年に通知を受けた実需給年度 (毎年4月から翌年3月までをいいます。以下同じです。) の容量拠出金仮請求額 (年間総額) に基づき、過去実績値から想定した実需給年度の想定使用量を勘案して設定します。容量拠出金調整単価は、当社が適切と判断した方法によりお客さまに通知するものとし、変更を行う場合には、新料金単価適用開始日の2ヶ月前までに通知します。

5. 手数料

手数料は、使用電力量および手数料単価 (消費税等相当額を含みます。) から以下の算式により算定される額とします。なお、手数料単価は固定とし、契約書に定めるものとします。

手数料 = 使用電力量 × 手数料単価

6. 非化石証書調達料金

非化石証書調達料金は、使用電力量および非化石証書調達単価 (消費税等相当額を含みます。) から以下の算式により算定される額とします。なお、非化石証書調達料金は実質再エネを含む再エネプランをお申込のお客さまにのみ適用されます。

非化石証書調達料金 = 使用電力量 × 非化石証書調達単価

第6条 中途解約

本契約期間中であっても、お客さまは解約希望日の3ヶ月前までに当社にその旨を書面で通知することで、当該通知日から3か月を経過した日以降の最初の検針日をもって、本契約を解約することができます。

第7条 解約違約金

- (1) 前条にしたがってお客さまが本契約を解約する場合、お客さまに違約金は発生しません。
- (2) 前条に定める通知なくしてお客さまが本契約の解約を希望する場合、お客さまは、以下の算式により算定される額を違約金として当社に支払うものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

$$\text{解約違約金} = (\text{解約日の直前の契約電力} \times \text{託送基本料金単価}) \times 3 \text{ヶ月分}$$

第8条 その他

料金算定の基礎となる託送基本料金単価、託送従量料金単価、および損失率は、お客さまおよび当社が別途合意した場合を除き、計量期間の末日時点におけるものを適用いたします。

附則

実施期日

本概要書は、令和8年4月1日から実施いたします。